令和８年９月２４日

対馬市議会議長　春　田　新　一　　様

総務文教厚生委員会
委員長　陶 山　荘太郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

１．付託事件

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第５８号	令和８年度対馬市一般会計補正予算（第５号） 歳入は、所管に係る歳入 歳出は、１款・議会費、２款・総務費、３款・民生費、 ４款・衛生費、７款・商工費、９款・消防費、 １０款・教育費、１１款・災害復旧費、 １３款・諸支出金	修正案以外 原案可決
議案第６３号	対馬市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第６６号	対馬市情報センター条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第６７号	対馬市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第６８号	対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例	原案可決
請願第　２　号	旧対馬市立浅海中学校廃校舎及び跡地活用に関する請願書	継続審査

２．審査の概要

（１）審査月日　　令和８年９月１４日

（２）審査場所　　対馬市役所豊玉庁舎　３階　大会議室

（３）欠席委員　　なし

（４）説 明 員　　俵副市長、犬束総務部長、藤田しまづくり推進部長、阿比留市民生活部長、三原未来環境部長、藤原福祉部長、阿比留保健部長、永留中対馬振興部長、玖須上対馬振興部長、庄司教育部長、井消防長、志賀議会事務局長ほか担当課長等

３．審査の経過　　別　紙

別紙

審査の経過

令和８年第３回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条第１項の規定により、本委員会に付託されました案件は［議案第５８号］、［議案第６３号］及び［議案第６６号］から［議案第６８号］の５件並びに［請願第２号］の計６件であります。その審査の経過と結果を、同規則第１１０条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は９月１４日、対馬市役所豊玉庁舎３階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

［議案第５８号］令和８年度対馬市一般会計補正予算（第５号）のうち、本委員会に係る歳入は、１１款・地方交付税で、普通交付税の追加、１５款・国庫支出金で、最高裁判決に伴う生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の計上、１６款・県支出金で、文化及び運動部活動地域展開等推進事業費補助金の計上、１８款・寄附金で、企業版ふるさと納税による寄付金の計上、ＣＡＴＶ施設管理に係る合併振興基金繰入金の追加、庁舎等の維持管理に係る振興基金繰入金の減、２０款・繰越金で、前年度剰余金の追加が主なものであります。

歳出は、２款・総務費で、ＣＡＴＶ伝送サービス利用料の不足分、他企業参画型ＳＤＧｓ共創推進事業及びＯｃｅａｎＧｏｏｄＦｅｓ．事業に係る委託料、有人国境離島運賃低廉化事業に係る負担金、補助及び交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る償還金、利子及び割引料の追加、移住定住支援事業のための島おこし協働隊の新規任用が出来なかったことなどによる報酬等の皆減、３款・民生費で、介護保険特別会計への繰出金の追加、老人福祉施設管理に係る工事請負費の減、
４款・衛生費で、家庭系指定ごみ袋（大）不足分の需用費、対馬クリーンセンターダンボール・古紙類収集運搬処理業務及び年次点検補修業務、ＲＳウイルスワクチン接種に係る委託料の追加、７款・商工費で、沖縄県竹富町友好都市協定締結１０周年記念誌冊子作成のための需用費の計上、９款・消防

費で、消防施設の修繕に係る需用費の追加、１０款・教育費で、学校及び社会教育施設などの修繕等に係る需用費、文化及び運動部活動地域展開等推進事業に係る負担金、補助及び交付金の追加、１３款・諸支出金で、旅客定期航路事業特別会計への繰出金の追加が今回の補正の主なものであります。

審査にあたり委員からは、「島おこし協働隊の応募については、応募要領や必要性を再検討するとともに、協働隊以外での事業推進方法も検討してもらいたい。」などの意見がありました。

次に、［議案第６３号］対馬市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、市民の利便性向上のため、コンビニ等の多機能端末機による住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、市県民税課税証明書の交付を条例上明確化することを目的としています。

改正内容は、第７条（手数料の免除）において、第２項に「前号の規定は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末で、証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による申請及び請求については、適用しない。」を新設。また、別表１内の手数料の額に「ただし、多機能端末機により交付する額は、１件につき２００円」を追加しています。

なお、設置場所は、市役所庁舎・行政サービスセンター６か所及び、市内２か所のコンビニエンスストアの計８か所、施行日は令和９年１月１３日ということです。

審査にあたり委員からは、「多機能端末の利用促進のための手数料の減免措置については、利用率の向上を効果的に誘導し、市の収入の減少抑制を図ってもらいたい。」などの意見がありました。

［議案第６６号］対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、次世代インフラへの移行により、インターネット及びＩＰ電話事業が民営化されたことなどに関する事項を見直すことを目的としています。

主な改正事項は、インターネット及びＩＰ電話事業に関する事項、加入負担金を含む休止制度に関する事項、市内１０か所のサブセンター及び２か所の中継所の削除などです。

なお、施行日は令和９年１月１日からとのことです。

［議案第６７号］対馬市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、今回の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことにより、それに準じて旅費の種類や計算方法などを見直すことを目的としています。

主な改正事項は、以下の２点となっています。

１　旅費の支給に係る事項を改正し、適時・適切に時代の変化に対応するための旅費の計算等に係る規定の簡素化

２　条例等に違反して旅費の支給を受けた職員等に対し、旅費の返納を求め、給与等から控除を可能とする適正な支出の確保

なお、施行日は令和９年４月１日からとのことです。

また、特別職の職員で非常勤のもの、市議会議員及び会計年度任用職員等についても、同様の改正が行われます。

［議案第６８号］対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、現行の料金が国の示す基準料金より低いことに併せて、燃料費節減のための寄港地見直しを国・県から改善の指示を受け、対馬市営旅客定期航路事業改善推進委員会の了承を得たうえでのものです。

改正内容は、国が示す転換率１１％を乗じた額への料金改正と卯麦港への寄港を廃止します。

この改正により、仁位から長板浦までの料金は９７０円から１，０８０円となり、１１０円上がることになります。しかし、対馬島民については、引き続き「有人国境離島法」の割引が適用されることから、従来の割引運賃となるとのことです。

また、対馬市営航路船舶使用料規則で規定されている浅茅湾周遊観光のＡ、Ｂ、Ｃの各コースも転換率１１％を乗じた料金に改正されます。

なお、施行日は令和８年１０月１日からとのことです。

［議案第５８号］、［議案第６３号］及び［議案第６６号］から［議案第６８号］の５件につきましては、慎重に審査し、採決した結果［議案第５８号］内の７款・商工費、１項・商工費、３目・観光費・１０節・需用費に計上されている「沖縄県竹富町友好都市協定締結１０周年記念誌」冊子作成のための印刷製本費ついては、対馬市と竹富町との共同事業として予算計上されたものでありますが、竹富町との協議が合意に至らず、予算執行の見込みがないとの説明を受けたことから、執行の見込みのない予算を認めることは、委員会として適当でないと判断し、本補正予算に計上された２０９，０００円を削除すること、また、本件は、各常任委員会に分割付託されているため、議案の不可分性により分割付託された一部の委員会だけでの減額・修正では、全体の歳入・歳出の均衡や整合性が取れなくなるため、委員会ではなく、本会議で複数の議員からの修正の動議を提出することについて採決を行った結果、賛成多数となりました。

なお、［議案第５８号］の修正部分以外の予算については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

また、［議案第６３号］及び［議案第６６号］から［議案第６８号］の４件は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、［請願第２号］旧対馬市立浅海中学校廃校舎及び跡地活用に関する請願については、旧対馬市立浅海中学校跡地活用について、防衛省九州防衛局との売却に向けての協議を早急に再開し、継続的に進めること、地域住民への意見聴取及び説明機会を十分に確保すること等の請願内容でありました。審査にあたっては、俵副市長以下２名から対馬市の方針、現在までの小船越地区との協議状況と現状及び、今後の地区の要望への対応と協議予定について説明を受けた後、紹介議員から請願提出の経緯と内容の詳細について、聞き取りを行いました。

議員間討議においては、「閉校後の廃校舎有効活用は、対馬市の維持管理に対する負担軽減と地域の活性化に必要なことだと十分理解できるものであるが、隣接地域である小船越地区の住民の同意を得ることが優先されるべきである。」、「協議が停滞していないことは理解できたが、地域住民への意

見聴取及び説明機会等の時期と内容については、小船越地区の住民の意向によるべきである。」、「今後の協議内容については、説明をしてもらいたい。」などの意見で一致しましたが、近隣地域からの請願の取り扱いについては、意見の相違がありました。

［請願第２号］の請願理由は概ね理解できるものの、今後の小船越地区の意向による協議の状況を注視したうえで、委員会としても慎重に審査し、結論を出すべきという意見が多数であったことから、採決の結果、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。